

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年9月24日まで縦覧に供する。

平成21年7月31日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成21年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人自立生活センター・高松

那須 宏生

高松市田村町962番地12

3 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人に対して、地域で自立した生活を営むために必要なサービスの提供と人権が守られるための援護に関する事業を行い、障害をもつ人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。